

高速道路の深夜割引見直しの内容について ～令和6年度末頃の運用開始予定～

NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本は、高速道路の深夜割引について、「高速道路の深夜割引の見直しについて」（令和5年1月20日に国土交通省及び高速道路会社発表）により見直しの方針をお知らせし、『高速道路の「深夜割引の見直しにおける無謀な運転の抑止策（案）」に関する意見募集について』（令和5年11月7日に高速道路会社発表）により国民の皆さまからのご意見を伺うとともに、国等の関係機関と調整を進めてまいりました。

今後、必要な準備を進め、道路整備特別措置法第3条に基づき国土交通大臣あて申請し、事業許可を受けたうえで、令和6年度末頃に運用を開始する予定ですが（※）、これに先立ちまして、割引額の算出方法などを事前にお知らせいたします。

本見直しは、現行の深夜割引適用待ちの車両の滞留等の課題を踏まえ、割引適用時間帯に走行した分の料金を対象として割り引くことや、トラック運転者の負担軽減等のため、割引適用時間帯の拡大等を行うものです。

なお、本見直しに際して、深夜割引を「ETCマイレージサービス」または「ETCコーポレートカード」への後日還元型による割引制度に変更します。

高速道路会社では、円滑な運用開始に向け、引き続き、取り組んでまいります。

（※）具体的な時期については改めてお知らせします。

■今回お知らせする主な内容（詳細は添付資料をご覧ください）

○新たにお知らせする内容

- ・令和6年度末頃に運用開始予定
- ・割引の対象路線（現在から変更なし）

○具体的な割引計算の方法等

- ・割引見直しに伴うETC無線通信専用アンテナ等の通信記録を用いた割引計算の方法
- ・無謀な運転の抑止策として、割引適用時間帯の走行距離に上限距離を設定
- ・長距離利用の通行料金負担増や新たな交通集中を抑制することを目的とした激変緩和措置の実施
- ・後日還元型の割引制度への変更と利用するサービスに応じた還元例
- ・長距離通減制の拡充

<添付資料> 「高速道路の深夜割引の見直しについて」

<参考>

「深夜割引の見直しにおける無謀な運転の抑止策（案）」に対して頂戴したご意見とご意見についての見解は、下記的高速道路会社HPよりご確認ください。（令和5年12月22日に掲載済み）

NEXCO東日本 URL : https://www.e-nexco.co.jp/news/important_info/2023/1222/00013282.html

NEXCO中日本 URL : https://www.c-nexco.co.jp/corporate/pressroom/news_release/5877.html

NEXCO西日本 URL : <https://corp.w-nexco.co.jp/newly/r5/1222/>

高速道路の深夜割引の見直しについて

～ 令和6年度末頃 運用開始予定 ～

令和6年(2024年) 7月

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社

深夜割引について（見直し案・無謀な運転の抑止策）

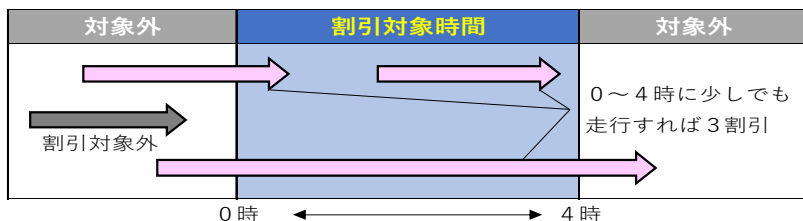
【割引の目的】 一般道の沿道環境を改善するため、交通容量に余裕のある高速道路の夜間利用を促進

＜現行の割引＞

0時から4時の間に高速道路を通行するETC車の料金を3割引

【課題】

- ①割引適用待ち車両の滞留が発生
- ②運転者等の労働環境の悪化



右図：東京本線料金所前の滞留状況
(R2.12.23(水)23:58撮影)



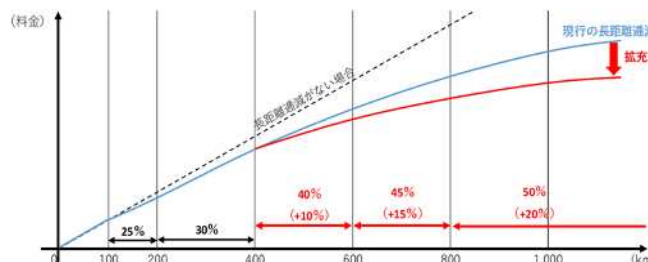
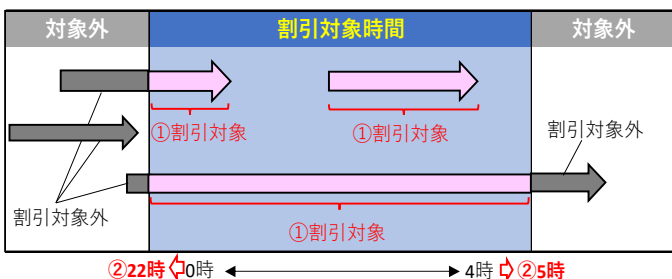
＜見直しのポイント(R5.1.20発表)＞

- ①割引対象時間帯の走行分のみ3割引
- ②割引対象時間帯を22時から翌5時に拡大

P.2～

③見直しにあわせて400km超の長距離逓減制を拡充

P.17



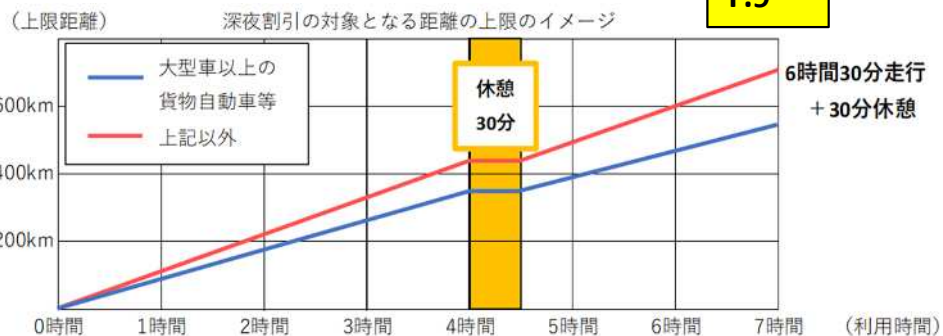
割引見直し運用開始後の
激変緩和措置(5年程度)

P.11～

＜無謀な運転の抑止策(R5.11.7～11.20 意見募集実施)＞

割引対象距離を増大させることを目的とした「速度超過」などの無謀な運転を抑止し、引き続き安全・安心に高速道路をご利用いただくために、割引対象距離への上限を設定

P.9～



22時から翌5時における 高速道路の利用時間（休憩含む）（※1）	深夜割引の対象となる距離の上限（※2）
4時間以内	利用時間 × （上限距離）
4時間～4時間30分	4時間 × （上限距離）
4時間30分～7時間	（利用時間 - 30分） × （上限距離）

無休憩運転の抑制のため、
最大30分の休憩を加味

※1 利用時間 : 22時から翌5時における高速道路の利用時間（休憩含む）

※2 上限距離 : 利用時間1時間あたり、大型車以上の貨物自動車等は90km（※）、それ以外の車両は105kmで設定

※道路交通法の施行令改正に伴い、上限距離の見直しを行っています

深夜割引見直しのポイント（R5. 1. 20発表）

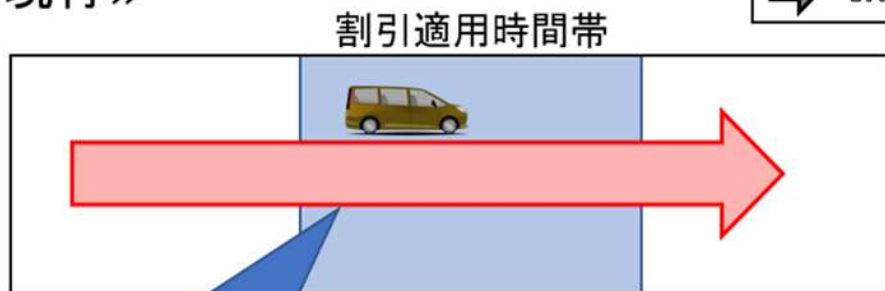
再掲

- <見直し内容>
- 割引適用時間帯に走行した分のみ3割引
 - 割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大

凡例



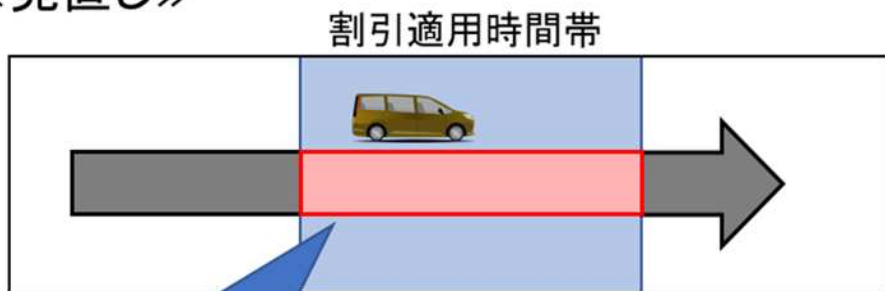
《現行》



割引適用時間帯を走行すれば
全走行分が割引適用

割引率 = 30%

《見直し》



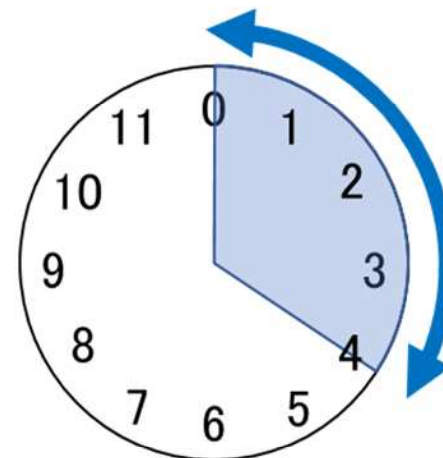
割引適用時間帯の
走行分のみ割引適用

深夜割引の
還元率 = $\frac{\text{割引適用時間帯の走行距離}}{\text{全走行距離}} \times 30\%$

② 割引適用時間帯を22時から5時に拡大

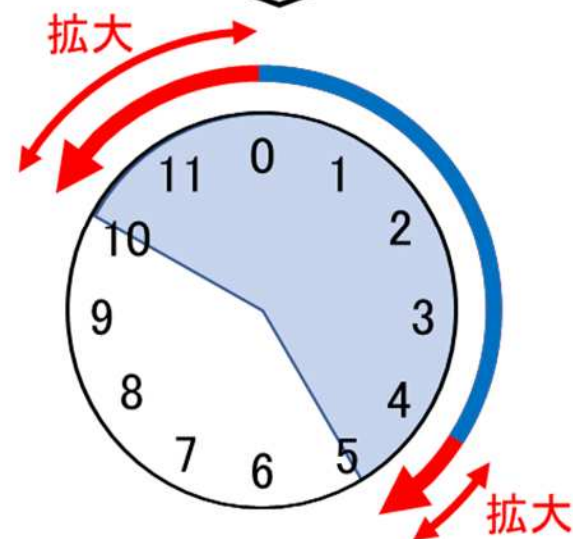
《現行》

0～4時
(4時間)



《見直し》

22～5時
(7時間)

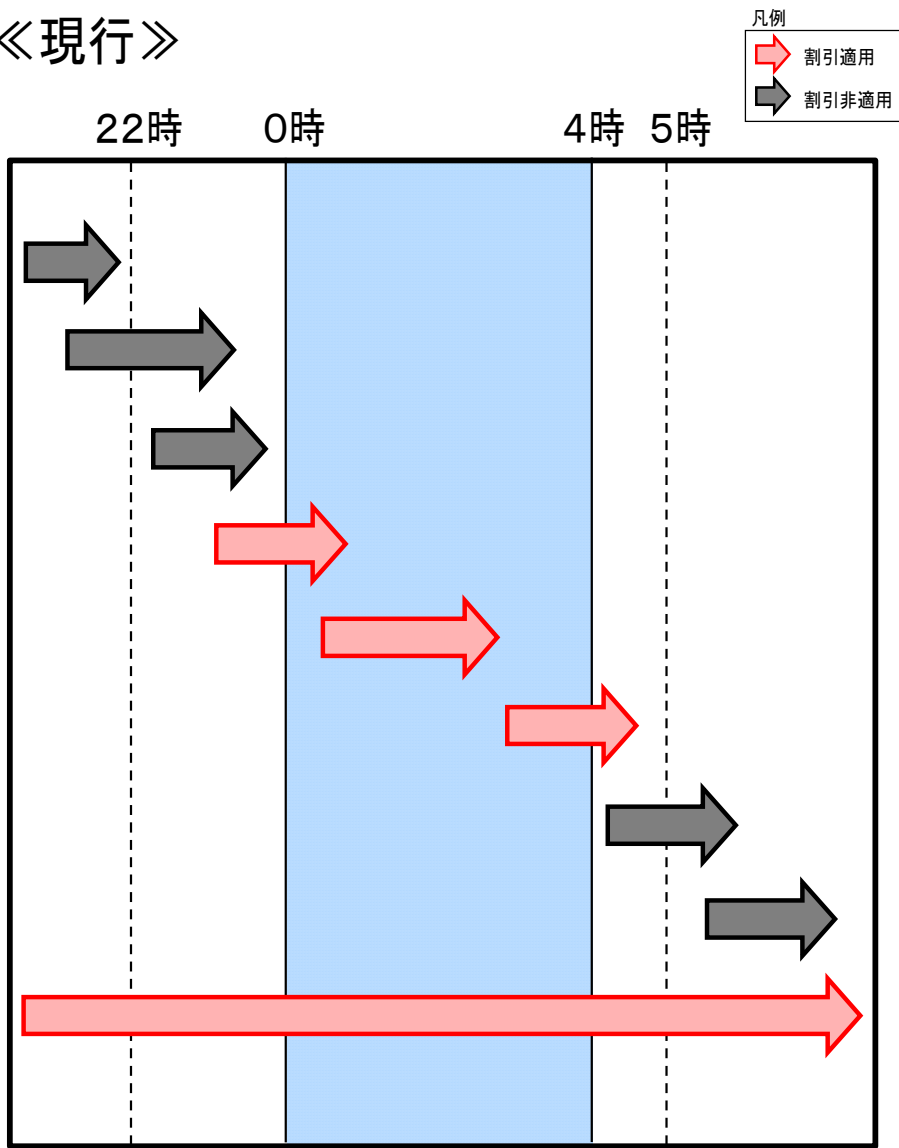


深夜割引見直しのポイント（R5. 1. 20発表）

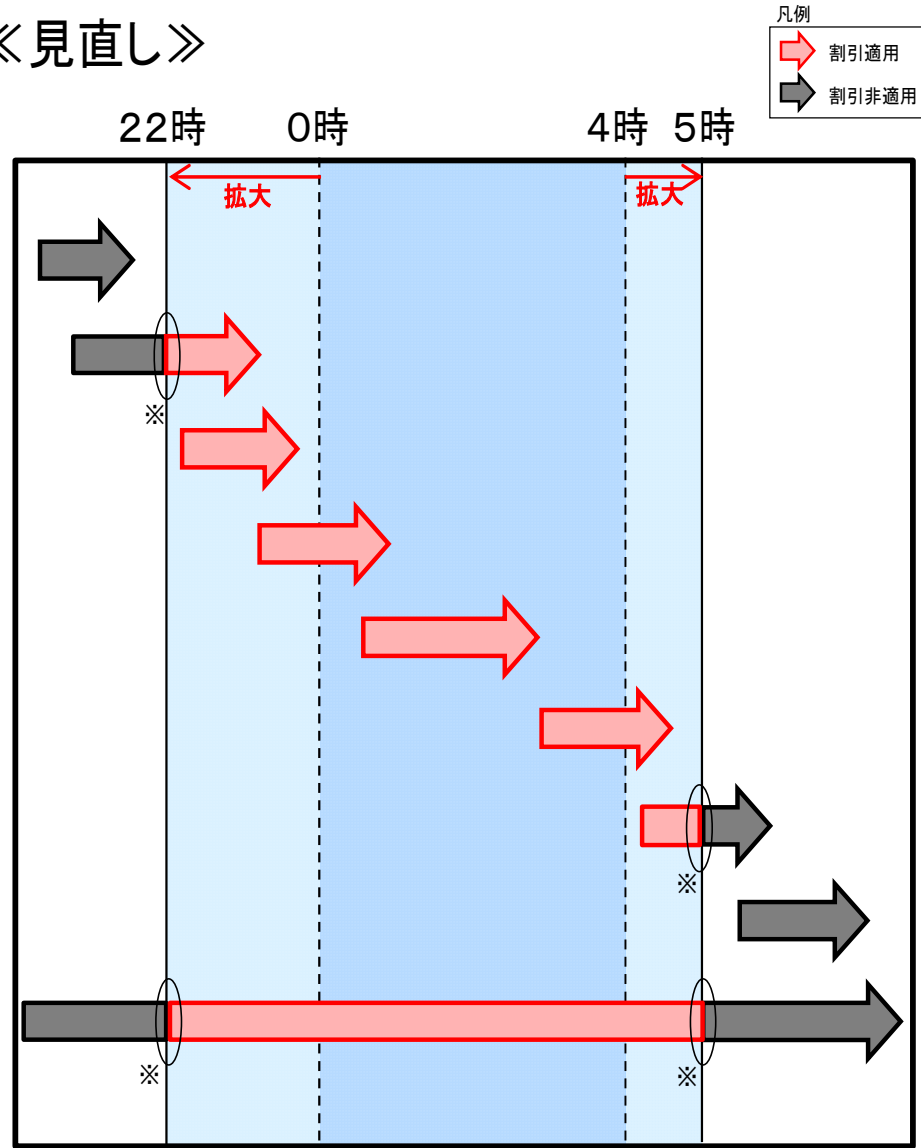
再掲

<見直し内容> ○ 割引適用時間帯に走行した分のみ3割引
○ 割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大

《現行》



《見直し》



※ 割引適用時間帯の開始時刻(22時)・終了時刻(5時)をまたいで走行する車両の割引適用時間帯の走行距離は高速道路上に設置するETC無線通信専用アンテナ等を用いて把握

深夜割引見直しの具体的な内容

1. 深夜割引見直し

(1) 割引計算の方法 (P.5～)

⇒ 従来の料金所通過時間に加え、高速道路内にETC無線通信専用アンテナを設置して、各アンテナから車両毎の通信記録を収集し、それらのデータを基にした割引対象距離により深夜割引の還元率(通常料金に対して実際に後日還元される比率)を算出します。

(2) 上限距離の設定 (P.9 ～)

⇒ 割引対象距離を増大させることを目的とした「速度超過」などの無謀な運転を抑止し、引き続き安全・安心に高速道路をご利用いただけるよう、割引対象距離に上限を設けます。

(3) 長距離利用の通行料金負担増や新たな交通集中を抑制することを目的とした激変緩和措置(5年程度)の実施 (P.11 ～)

⇒ 深夜割引適用車両のうち、1,000km以上走行した場合は、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加します。

⇒ 22時台に高速道路から流出した車両は、22時台に走行した分の還元率を最大20%とします。

(4) その他

① 割引対象路線 (P.14)

⇒ 深夜割引の対象路線は現在から変更ありません。

② 後日還元型の割引制度への変更 (P.15 ～)

⇒ 車両毎の通信記録を収集し、それらのデータを基にした割引対象距離により深夜割引の割引相当額^(※)を算出するため、その処理に一定の時間を要することになることから、割引適用方法を変更し、現行の平日朝夕割引と同様に、「ETCマイレージサービス」または「ETCコーポレートカード」への後日還元型による割引制度に変更します。

※割引相当額とは「ETCマイレージサービス」をご利用の場合は還元額、「ETCコーポレートカード」をご利用の場合は請求時に差し引かれる額を言います。

2. 長距離逓減制の拡充 (P.17)

⇒ 今回の割引見直しの運用開始とあわせて、長距離利用の通行料金負担増を軽減することを目的に、400kmを超える走行を対象に、長距離逓減制を拡充します。

深夜割引見直し後の割引計算

○入口料金所、出口料金所および本線上に設置したETC無線通信専用アンテナ等の通信記録(時刻・位置)から、割引適用時間帯の走行距離及び全走行距離を算出します。

割引後料金は、以下の計算式で算出します。

【割引後料金の計算式】

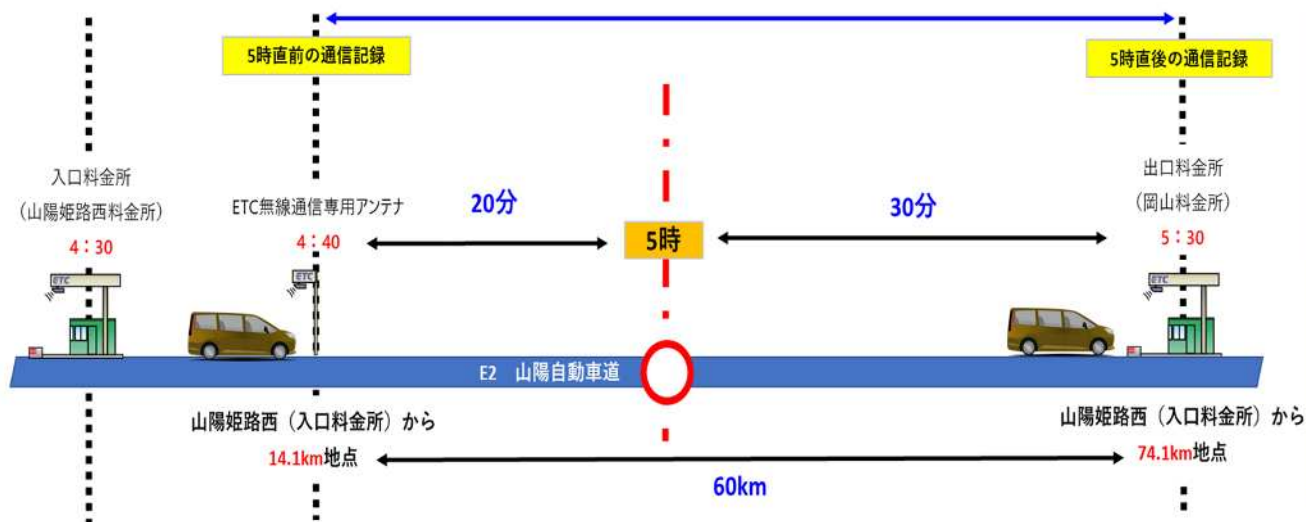
$$\bullet (\text{割引後料金}) = (\text{通常料金}) \times (100\% - ((\text{割引適用時間帯の走行距離}) \div (\text{全走行距離}) \times 30\%))$$

※割引後料金等は、Webサイトにて事前に概算額のシミュレーションが可能なサービスを令和6年度秋以降を目途に提供する予定です。

また、深夜割引適用時間帯を跨ぐ場合、以下の方法で割引適用時間帯の走行距離を算出します。

【割引適用時間帯の走行距離の算出方法】

22時・5時の前後2点のETC無線通信専用アンテナ等の通信記録(時刻・位置)から算出した平均速度を用いて(同一速度で走行したものとみなして)、22時・5時の位置を推定



(平均速度の考え方)
5時直前と直後の通信記録地点間の距離：60km
5時直前と直後の通信記録地点間の走行に要した時間：50分
↓
60kmの区間を50分かけて同一速度で走行したものとみなす
⇒ 平均速度1.2km/分

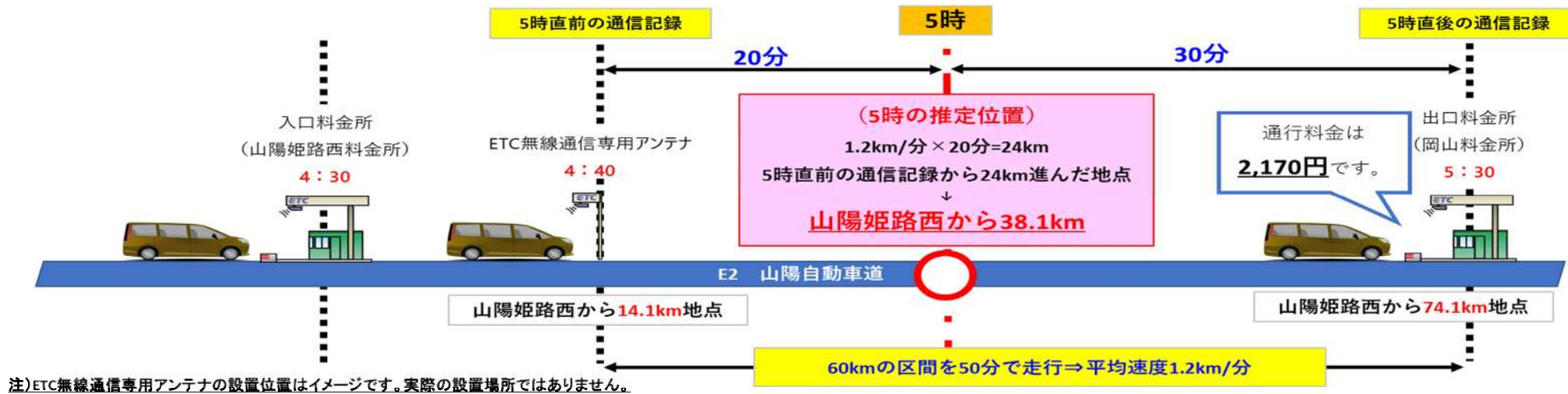
※算出した平均速度を用いて割引適用時間帯の走行距離を算出
(詳細は次頁)

注)ETC無線通信専用アンテナの設置位置はイメージです。実際の設置場所ではありません。

深夜割引見直し後の割引計算例

(走行例)山陽姫路西料金所⇒岡山料金所 普通車 通常料金2,170円 全走行距離74.1km

※走行距離の算出方法はイメージです。



【割引適用時間帯の走行距離の算出方法】 ※走行距離の算出方法はイメージです。

通信記録	通信地点	通過時刻	入口からの距離	通信地点間の距離と所要時間	通信地点間の平均速度
	入口料金所 (山陽姫路西料金所)	4:30	0 km		
5時直前	ETC無線通信専用アンテナ	4:40	14.1km	60km 50分	1.2km/分
5時直後	出口料金所 (岡山料金所)	5:30	74.1km		

⇒ 5時時点の走行位置は、5時直前の通信記録から $1.2\text{km/分} \times 20\text{分} = 24\text{km}$ 進んだ地点
= 入口料金所から $14.1\text{km} + 24\text{km} = 38.1\text{km}$ 進んだ地点

【割引後料金の算出】

【割引後料金】

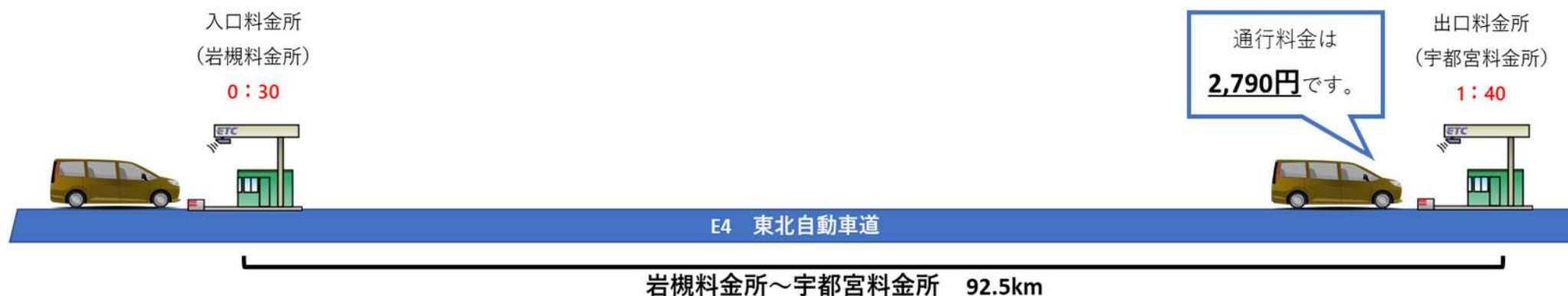
$$2,170\text{円} \times (100\% - (38.1\text{km} (\text{割引適用時間帯の走行距離}) \div 74.1\text{km} (\text{全走行距離}) \times 30\%)) = 1,840\text{円}$$

注)ETCマイレージサービスをご利用の場合は、後日、通常料金と割引後料金の差額を還元額として付与します。

割引後料金算出はイメージです。

【参考】深夜割引見直し後の割引計算例(割引適用時間帯に全走行)

(走行例) 岩槻料金所⇒宇都宮料金所 普通車 通常料金2,790円 全走行距離92.5km



【割引後料金の算出】

【割引後料金】

$$2,790円 \times (100\% - (92.5km (割引適用時間帯の走行距離) \div 92.5km (全走行距離) \times 30\%)) = 1,950円$$

注)ETCマイレージサービスをご利用の場合は、後日、通常料金と割引後料金の差額を還元額として付与します。

割引後料金算出はイメージです。

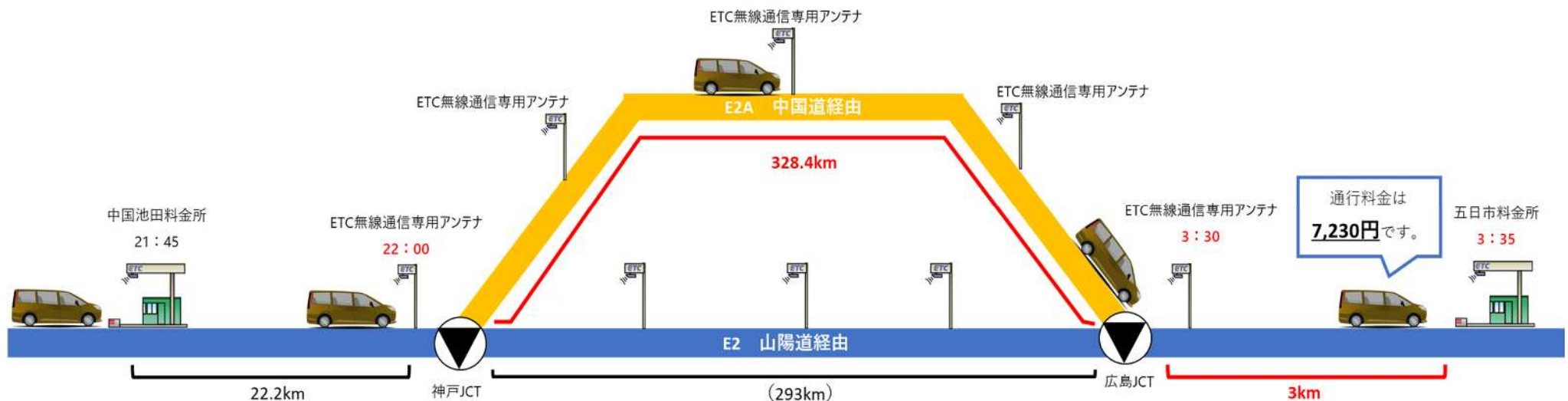
⇒ 割引適用時間帯に全走行距離を走行した場合の割引後料金は、見直し前から変更なし (※)

※激変緩和措置を実施している間は、22時台に全走行距離を走行した場合、20%の還元率とします。

【参考】深夜割引見直し後の割引計算例(複数経路)

○複数経路がある場合も、実際に走行した経路を用いて割引適用時間帯の走行距離及び全走行距離を算出します。

(走行例)中国池田料金所⇒(中国道経由)⇒五日市料金所 普通車 通常料金7,230円 全走行距離353.6km



【割引適用時間帯の走行距離の算出方法】

- ・全走行距離は、お客さまが実際に走行された22.2km + 328.4km + 3.0km = 353.6km
- ・22時時点の走行位置は、入口料金所から22.2km進んだ地点
⇒割引適用時間帯の走行距離は328.4km + 3km = 331.4km

【割引後料金の算出】

【割引後料金】

$$7,230円(※) \times (100\% - (331.4km(割引適用時間帯の走行距離) \div 353.6km(全走行距離) \times 30\%)) = 5,200円$$

注)ETCマイレージサービスをご利用の場合は、後日、通常料金と割引後料金の差額を還元額として付与します。

割引後料金算出はイメージです。

※ 通常料金の算出にあたっては、従前どおり、基本的に最も安価となる経路の距離を用います。

深夜割引見直し後の上限距離の設定（無謀な運転の抑止策）

- 深夜割引の割引適用時間帯の走行距離を増大させることを目的とした「速度超過」などの無謀な運転を抑止し、引き続き安全・安心に高速道路をご利用いただくために、割引適用時間帯の走行距離に上限を設定します。
- 深夜割引の割引適用時間帯の走行距離が上限距離を超える場合は、上限距離を用いて、深夜割引の割引後料金を計算します。（上限距離以下の場合は、割引適用時間帯の走行距離に応じて計算します。）
- なお、上限距離は、厚生労働省が定める「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」における連続運転時間の考え方等を参考に、利用時間が4時間を超える場合は30分の休憩を考慮して設定します。

車種区分等	上限距離
軽自動車等・普通車 ・中型車・乗合型自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・割引適用時間における利用時間1時間あたり105km(※)を上限距離とする。 ・割引適用時間帯において利用時間が4時間を超える場合、上記の計算から利用時間30分に相当する上限距離を減じる。ただし、減じた後の上限距離は利用時間4時間に相当する上限距離(420km)を下回らないものとする。 ・上記計算は22時～翌5時ごとに行う。 <p>※速度計に誤差が生じる場合があること等を考慮し、上限距離の計算上は利用時間1時間あたり5kmを加算しています。</p>
大型車・特大車 (乗合型自動車以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・割引適用時間における利用時間1時間あたり90kmを上限距離とする。 ・割引適用時間帯において利用時間が4時間を超える場合、上記の計算から利用時間30分に相当する上限距離を減じる。ただし、減じた後の上限距離は利用時間4時間に相当する上限距離(360km)を下回らないものとする。 ・上記計算は22時～翌5時ごとに行う。

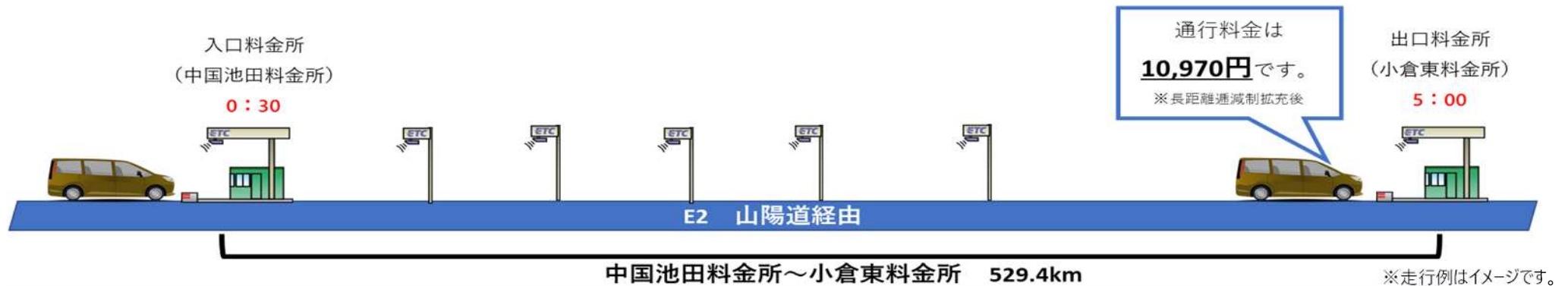
(注) 上記の上限距離設定は、**速度超過等の無謀な運転を容認するものではありません。**

引き続き、天候等による路面状況・速度標識等をご確認いただき、交通ルールやマナーを遵守のうえ、安全な速度でご走行ください。

(注) 上記の「乗合型自動車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものを指します。

深夜割引見直し後の上限距離の計算例（無謀な運転の抑止策）

（走行例）中国池田料金所⇒小倉東料金所 普通車 通常料金10,970円 全走行距離529.4km



（上限距離の計算式）

$$105\text{km}(\text{利用1時間あたりの上限距離}) \times 4.5\text{時間}(\text{中国池田～小倉東の利用時間}) \\ - 52.5\text{km}(4\text{時間超のため30分の休憩相当分を除外}) = \mathbf{420\text{km}}$$

割引適用時間帯の走行距離(529.4km) > 上限距離(420km)となっているため、
割引後料金の算出に用いる割引適用時間帯の走行距離は上限距離(420km)を設定

【割引後料金の算出(上限距離適用時)】

【割引後料金】

$$10,970\text{円} \times (100\% - (420\text{km}(\text{上限距離}(\text{※})) \div 529.4\text{km}(\text{全走行距離}) \times 30\%)) \\ = 8,360\text{円}$$

注)ETCマイレージサービスをご利用の場合は、後日、通常料金と割引後料金の差額を還元額として付与します。

割引後料金算出はイメージです。

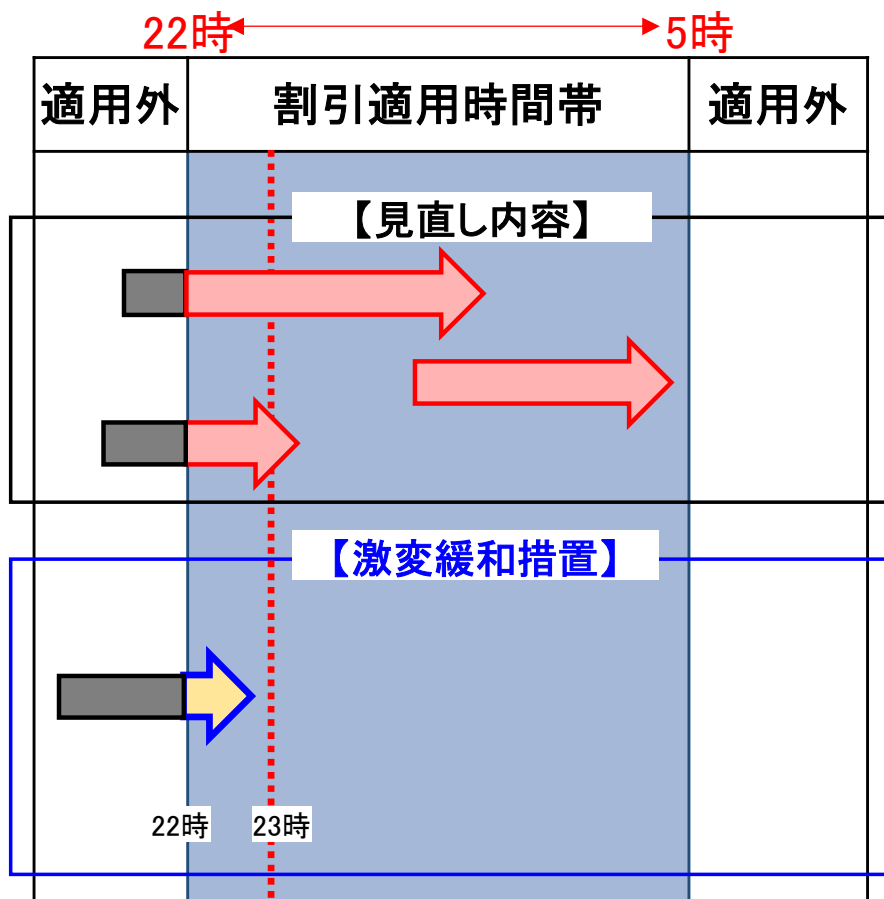
※割引適用時間帯の走行距離が上限距離以下の場合は、割引適用時間帯の走行距離に応じて計算します。

上限距離の設定は、**速度超過等の無謀な運転を容認するものではありません。**
天候等による路面状況・速度標識等をご確認いただき、交通ルールやマナーを遵守のうえ、
安全な速度でご走行ください。

深夜割引見直し後の激変緩和措置の実施

○割引見直しによる長距離利用の通行料金負担増や、新たな交通集中を抑制することを目的に、割引見直し運用開始後、激変緩和措置を実施します(5年程度)。

- (1) 深夜割引適用車両のうち1,000km以上走行した場合、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加
- (2) 22時台に高速道路を流出した車両については、22時台に走行した分の還元率を最大20%



凡例

➡ 割引適用(3割引)
 ➡ 割引適用(2割引)
 ➡ 割引非適用

【深夜割引の見直し内容(要点)】

- ・深夜割引適用時間帯に走行した分のみ割引
- ・深夜割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大

【割引見直し運用開始後の経過措置(5年程度)】

- ① 深夜割引適用車両のうち1,000km以上走行した場合は、1,000kmを超える部分を割引対象走行分に追加

$$\text{深夜割引の還元率}^* = \left(\frac{\text{割引適用時間帯の走行距離} + \text{1,000kmを超えて走行した距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times 30\%$$

※還元率の上限は3割とする

- ② 22時台に高速道路を流出した車両について、22時台に走行した分の還元率を最大20%

$$\text{深夜割引の還元率} = \left(\frac{\text{割引適用時間帯の走行距離}}{\text{全走行距離}} \right) \times \text{20\%}$$

深夜割引見直し後の激変緩和措置の割引計算方法(1)

○激変緩和措置のうち『深夜割引適用車両^(※)が1,000km以上走行した場合』における割引後料金及び還元率は、以下の計算式で算出します。

(※)深夜割引適用車両とは、ETC車を対象道路を少しでも22時から翌5時に走行した車両のことを指します。

【割引後料金】

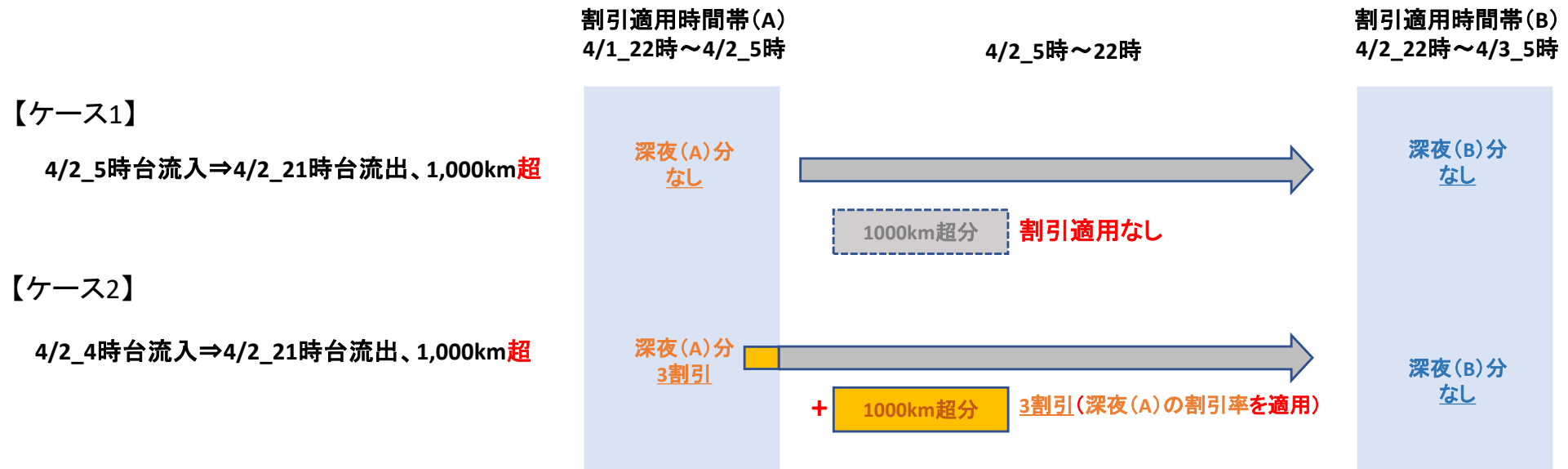
$$\text{割引後料金} = \left(\text{通常料金} \right) \times \left(100\% - \text{還元率} \right)$$

【還元率】

$$\text{還元率} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{割引適用時間帯(A)} \\ \text{走行距離} \\ \text{※ 22時台流出除く} \end{array} \right] \times 30\% + \left[\begin{array}{l} \text{1,000km超分} \\ \text{の距離} \end{array} \right] \times \text{深夜割引率}}{\text{全走行距離}}$$

【ケース1の場合】0%
【ケース2の場合】30%

(適用イメージ)



深夜割引見直し後の激変緩和措置の割引計算方法(2)

○激変緩和措置のうち『22時台に高速道路を流出した車両』に関する割引後料金及び還元率は、以下の計算式で算出します。

【割引後料金】

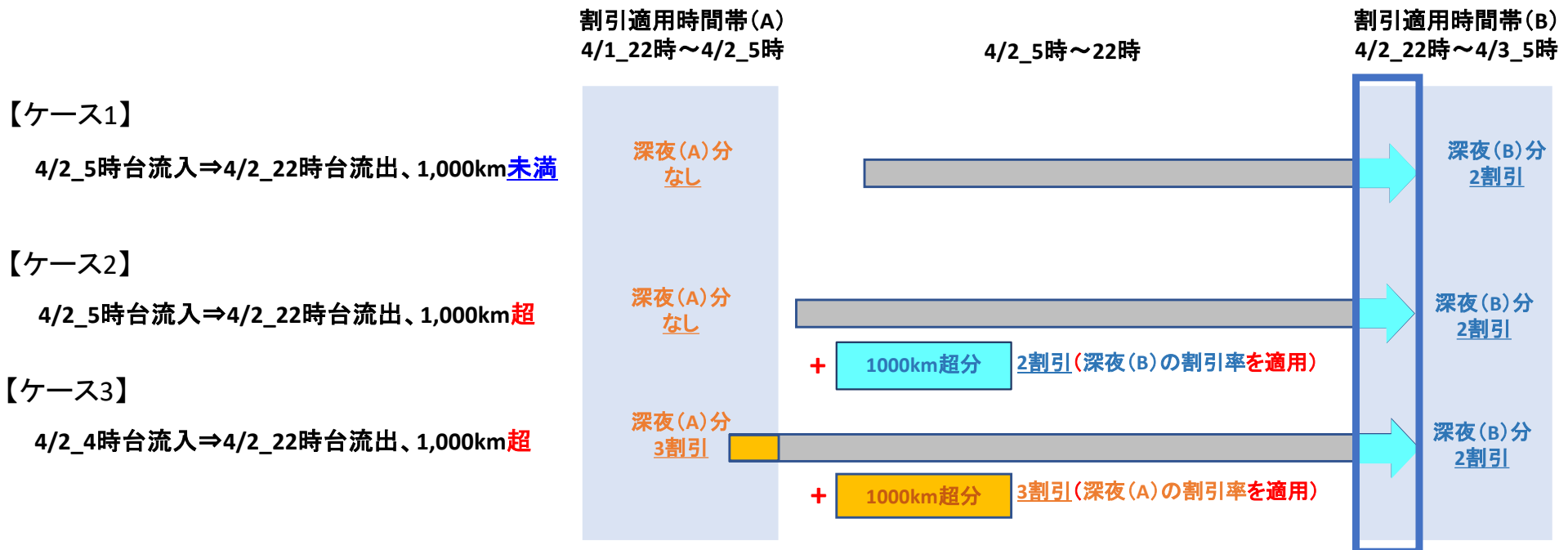
$$\text{割引後料金} = \left(\text{通常料金} \right) \times \left(100\% - \text{還元率} \right)$$

【還元率】

$$\text{還元率} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{割引適用時間帯(A)} \\ \text{走行距離} \\ \text{※ 22時台流出除く} \end{array} \right] \times 30\% + \left[\begin{array}{l} \text{割引適用時間帯(B)} \\ \text{走行距離} \\ \text{※ 22時台流出} \end{array} \right] \times 20\% + \left[\begin{array}{l} \text{1,000km超分} \\ \text{の距離} \end{array} \right] \times \text{深夜割引率}}{\text{全走行距離}}$$

(A)=0kmの時は20%【ケース2】
それ以外の場合は30%【ケース3】

(適用イメージ)



深夜割引見直し後の対象路線と割引対象距離推定の例外

- 深夜割引の対象路線は現在から変更ありません。
- なお、以下の路線は、一回の通行に対して料金を設定している道路・区間(均一料金制区間等)であるため、現在と同様、料金所の通過時間が22時から翌5時の間であれば、全走行分を30%の還元率^(※)とします。
(※)激変緩和措置を実施している間は、22時台に料金所を通過した場合、20%の還元率とします。

【NEXCO東日本】

- 道央自動車道(札幌南IC～札幌IC)／後志自動車道／札幌自動車道／
道東自動車道(池田IC～本別IC・足寄IC)(※1)／東北自動車道(川口JCT～浦和IC)(※1)／
山形自動車道(湯殿山IC～鶴岡JCT)／日本海東北自動車道(鶴岡JCT～酒田みなとIC)／
東関東自動車道(湾岸市川IC～湾岸習志野IC)(※1)／新空港自動車道(成田SIC～新空港IC)(※1)／東京湾アクアライン(※2)

【NEXCO中日本】

- 西湘バイパス／小田原厚木道路

【NEXCO西日本】

- 京都縦貫自動車道(八木西IC～篠IC)(※1)／京奈道路／関西国際空港連絡橋／山陰自動車道(安来道路)／広島呉道路／
松山自動車道(西予宇和IC～大洲北只IC)／南九州自動車道(鹿児島道路)／東九州自動車道(延岡南道路)(※1)／
西九州自動車道(武雄佐世保道路)／西九州自動車道(佐世保道路)／日出バイパス(※1)／
九州自動車道(鹿児島北IC～鹿児島IC)(※1)／長崎バイパス

(※1)他の道路・区間と連続して走行する場合があります。

(※2)東京湾アクアラインでは、通行料金の引下げ措置やETC時間帯別料金の社会実験(以下、「アクアライン割引」といいます)を実施中で、現時点においてアクアライン割引と深夜割引は重複して適用されません。

(注1)令和6年7月12日時点のものであり、今後、料金体系の変更等により変わる場合があります。

(注2)より低い額の割引後料金となる他の割引が適用される場合など、深夜割引が適用とならないことがあります。

深夜割引見直し後の割引適用方法(ETCマイレージサービス利用の場合)

○深夜割引見直し後は「ETCマイレージサービス(※)」または「ETCコーポレートカード」を用いた後日還元型による割引制度に変更します。

(※) ETCマイレージサービスへの事前登録が必要です。

○この変更に伴い、料金所通過時に課金する通行料金に変更となります。

【ETCマイレージサービスをご利用の場合】

Case1.深夜割引の適用条件を満たす場合

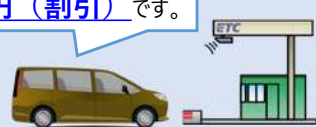
入口	中国池田料金所	出口	津山料金所	通常料金
	4月2日(月)2:30		4月2日(月)4:30	3,810円

(普通車) 通常料金**3,810円** 深夜割引後の料金**2,670円**

現在

出口料金所等通過時

通行料金は **2,670円(割引)** です。




深夜割引後の料金を課金

見直し後

出口料金所等通過時

通行料金は **3,810円** です。



通常料金を課金

後日(翌月)

1,140円分の還元額を翌月20日に付与
※カード会社からの請求明細には記載されません

通常料金と深夜割引後の料金との差額分
(3,810円-2,670円=**1,140円**)を後日還元

Case2.深夜割引及び休日割引(普通車以下)の適用条件を満たす場合

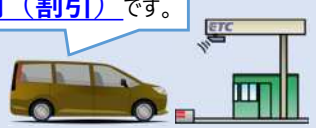
入口	中国池田料金所	出口	津山料金所	通常料金
	4月1日(日)2:30		4月1日(日)4:30	3,810円

(普通車) 通常料金**3,810円** 深夜割引後の料金**2,670円**

現在

出口料金所等通過時

通行料金は **2,670円(割引)** です。

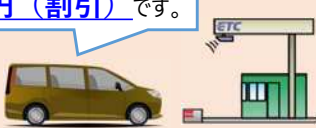


深夜割引後の料金を課金
※休日割引後の料金よりも安価又は同額であるため

見直し後

出口料金所等通過時

通行料金は **2,850円(割引)** です。



休日割引後の料金を課金

後日(翌月)

180円分の還元額を翌月20日に付与
※カード会社からの請求明細には記載されません

休日割引後の料金と深夜割引後の料金との差額分
(2,850円-2,670円=**180円**)を後日還元

※休日割引後の料金の方が安価な場合は、還元されません。

深夜割引見直し後の割引適用方法(ETCコーポレートカード利用の場合)

○深夜割引見直し後は「ETCマイレージサービス(※)」または「ETCコーポレートカード」を用いた後日還元型による割引制度に変更します。

(※) ETCマイレージサービスへの事前登録が必要です。

○この変更に伴い、料金所通過時に課金する通行料金に変更となります。

【ETCコーポレートカードをご利用の場合】

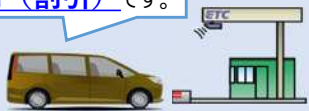
Case1.深夜割引の適用条件を満たす場合

入口	中国池田料金所	出口	津山料金所	通常料金
	4月2日(月)2:30		4月2日(月)4:30	3,810円

(普通車) 通常料金**3,810円** 深夜割引後の料金**2,670円**

現在

出口料金所等通過時
通行料金は**2,670円(割引)**です。




深夜割引後の料金を課金

請求時
4月ご利用分の請求書において**2,670円**を請求

翌月に発送する請求書において深夜割引後の料金を請求

見直し後

出口料金所等通過時
通行料金は**3,810円**です。



通常料金を課金

請求時
4月ご利用分の請求書において**2,670円**を請求

翌月に発送する請求書において深夜割引後の料金を請求

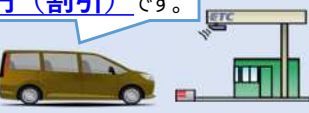
Case2.深夜割引及び休日割引(普通車以下)の適用条件を満たす場合

入口	中国池田料金所	出口	津山料金所	通常料金
	4月1日(日)2:30		4月1日(日)4:30	3,810円

(普通車) 通常料金**3,810円** 深夜割引後の料金**2,670円**

現在

出口料金所等通過時
通行料金は**2,670円(割引)**です。



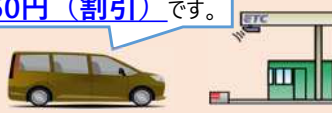
深夜割引後の料金を課金
※休日割引後の料金よりも安価又は同額であるため

請求時
4月ご利用分の請求書において**2,670円**を請求

翌月に発送する請求書において深夜割引後の料金を請求

見直し後

出口料金所等通過時
通行料金は**2,850円(割引)**です。



休日割引後の料金を課金

請求時
4月ご利用分の請求書において**2,670円**を請求

翌月に発送する請求書において深夜割引後の料金を請求
※休日割引後の料金の方が安価な場合には、休日割引後の料金を請求します。

※大口・多頻度割引は深夜割引後の料金に対して算出・適用します

長距離通減制の拡充

○深夜割引見直しの運用開始とあわせて、割引見直しによる長距離利用の通行料金負担増を軽減することを目的に、400km超の走行を対象に長距離通減制^(※)を拡充します。

(※)長距離通減制とは、NEXCO3社が管理する高速道路のうち対距離料金を適用する高速自動車国道の利用にあたり、利用距離に応じて通行料金を通減する制度です。

(対距離料金を適用しない高速自動車国道、一般有料道路、他の高速道路会社が管理する高速道路は対象外であり、長距離通減の対象距離には含まれません)

